

財務省告示第六百八十九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十五年十一月二十日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十五年十二月九日
 財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記 号	利付国庫債券（二年）（第二百十 四回）
二	発行の根拠 の法律及びそ の条項	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	振替法の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 <small>（平成十二年法律第十八号）</small> <small>国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号）</small> <small>附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け</small> <small>額面金額で八百億円</small> <small>七百九十九億三千六百万円</small> <small>五万円</small>
四	発行方法	
五	発行額	
六	払込金額	
七	最低額面金 額	
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
九	発行行 行価	平成十五年十一月二十日
十	発行価格	額面金額百円につき九十九円九 角二分
十一	利率	年〇・一パーセント

十二 初期利子

十三 第二期以後の利子

十四 償還金額

十五 元利支

十六 払込期日

平成十六年五月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。その翌営業日に当該支払額を支払う。以下、

$$\frac{\text{借入総額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

毎年五月二十日及び十一月二十日を支払いの期とし、各支払期に利息を支払う。平成十七年十一月二十日日本銀行額百円につき百円

平成十五年十一月二十日